

# 接続料の算定に関する研究会

～NGNの接続料の算定方法及び県間伝送路のルールについて～

2017年4月12日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

# Agenda

1. 網終端装置仕様や状況のオープン化
2. 卸サービスの問題点
3. 県間伝送路のルール
4. IPoE-POI の単県化
5. IPoE-GW の接続料化
6. 帯域換算係数の考え方
7. 卸の接続化

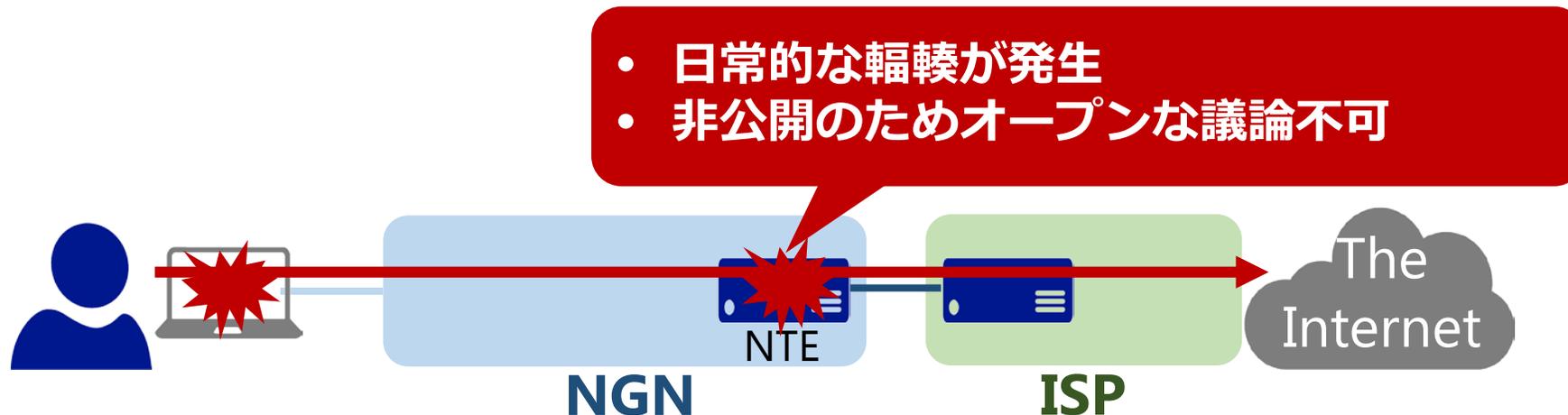
# 1. 網終端装置(NTE)仕様や状況のオープン化

## 現状

- NGN内部に設置される網終端装置(NTE)が日常的に輻輳状態（ユーザ収容過多）となっている。
- ISPはユーザからの日々クレームを受けており、NTT東西殿に網終端装置の増設を要請してきた。
- NTT東西殿「トラフィックが輻輳してもユーザ数が基準を満たしていないため増設はできない」
- NTT東西殿はユーザのクレームに対し「ISPの装置が原因」と説明。
- NTEのユーザ収容基準が昨今のインターネット環境とマッチしていないことが明らか。

## 提案

- NTEユーザ収容基準をオープンな場で議論し、見直すべき



## 2. 卸サービスの問題点

### 現状

- 卸サービスはNTT東西殿利用部門とISP（コラボ事業者）の民間同士の1対1の契約となっている。
- 協議事項はすべてNDAの対象であるため、事業者間での意見交換もできない状況。
- 例えば協議開始時期や提案内容など「公平な取扱」の担保が不十分ではないか。
- 巨大な通信事業者であるNTT殿とISP事業者間において圧倒的な交渉力の差がある。通信産業のみならず国民生活にも大きな影響をもつサービスであるにも関わらず、「卸」と整理することで個別の協議に限定すれば、NTT殿が圧倒的有利。
- 長期的に接続事業者が弱体化していき、公正競争環境が衰退していく恐れがある。

### 提案

卸が「総務省を介在させないための盾」とならないような方策が必要。  
卸サービスが公平性を担保するために、以下のポリシーを策定していただきたい。

- 接続の原則化
- NDAの範囲の限定化（サービス仕様等の個社開示の禁止）
- サービス開始や変更時に、**当協会での説明会を必ず実施させることで、情報展開において①開示範囲、②開示の詳細さ、③開示タイミングの同等性を担保し、④事業者の議論の場の確保する。**

# 3. 県間伝送路のルール

## 現状

- 現状のNGNではIPoE接続や各種SNI接続、その他接続において県間NW（伝送路）の利用を回避できない状況（ボトルネック設備）
- 一方で、県間伝送路は一種設備として指定されていないことから利用料を支払っている競争事業者料金は品質や原価を検証できない状況（一つの網であるNGNの中に指定設備と非指定設備が混在することは問題）
- 伝送路の調達等で入札を実施している場合、民間企業並みに入札が効果的に行われているか（入札の形骸化）検証ができていない。



## 提案

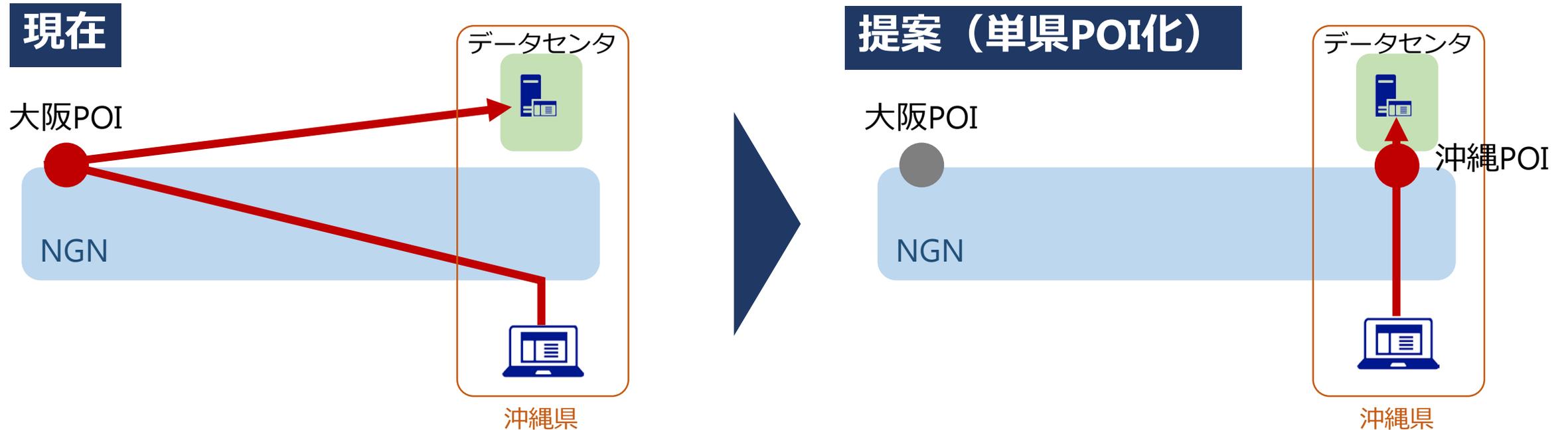
単県POIが実現していない状況では、NGNの県間伝送路はボトルネック設備である。現在の状況を確認して、必要な対策等があればオープンな議論を経て改善すべき。

- 一種指定もしくはそれに準じて透明性を確保する。
- 東西間で地理的状況、県の数、県間DFの保有状況等多くの状況が異なるのに、県間ネットワーク利用料がほぼ同額であることの理由を確認
- 昨今の入札が形骸化していないか確認（昨今の応札企業数の推移、落札者のうちNTTグループ企業とその他企業の比率、落札価格等の推移、応札企業が少ない場合は入札の分割など入札の改善が行われているか）

# 4. IPoE POIの単県化

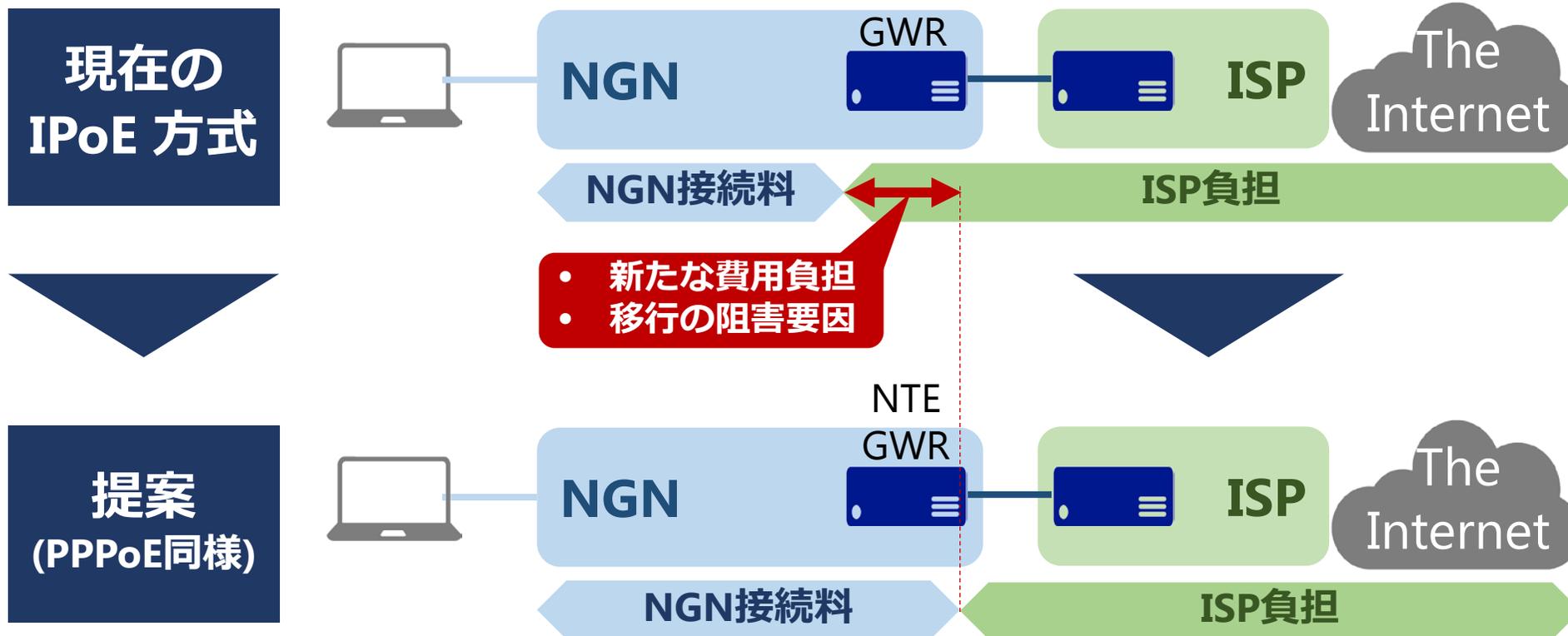
- NGNにおいてIPoE接続等のPOIは東京と大阪のみに設置されている。
- トラフィックはすべて東阪を経由するため、地域分散の観点で非効率。
- 県単位でのPOIを構築し、トラフィックの分散化を促進する必要がある。
- POIが県ごとに設置されないのであればNGNの県間伝送路は一種指定化されるべきではないか。

## 例：沖縄のユーザ～沖縄データセンター間の通信



# 5. IPoE GWRの接続料化

- IPoE GWR装置はPPPoEの網終端装置(NTE)と異なり、装置全体が接続事業者の負担となっている。
- PPPoE事業者が新たな負担を強いられることとなっていることからIPoE接続参入に大きな障害となっている。
- IPoE GWR装置もPPPoE同様に接続料化することで条件の同一化を図っていただきたい。



# 6. 帯域換算係数の考え方

帯域換算係数は負担のあり方に問題があることから廃止すべきと考える。

## 例1 用途（役務）を明確に分類できない

分類	インターネット	▶	<ul style="list-style-type: none"><li>• インターネット転送電話はインターネットなのか電話なのか</li><li>• 050電話(ベストエフォート)と0AB-J電話(QoS)と同じ電話に分類できない</li><li>• 電話システムの中で映像伝送を行った場合どちらに分類するのか等</li></ul>
	電話		
	映像		



## 例2 新規参入事業者・小規模事業者に不利

	ユーザ数	接続料	1ユーザあたり接続料
事業者 A	多 	30円 ¥ ¥ ¥	= 7.5円 (安)
事業者 B	少 	20円 ¥ ¥	= 20円 (高)

# 7. 卸の接続化-1/2- 過去の議論

- 現在の「接続」ではISPがエンド・エンド料金を設定することができない。
- 2007年行われた「NGN接続ルール\*1」議論ではNTT殿と複数事業者の意見が対立

## JAIPA等の主張（当時）

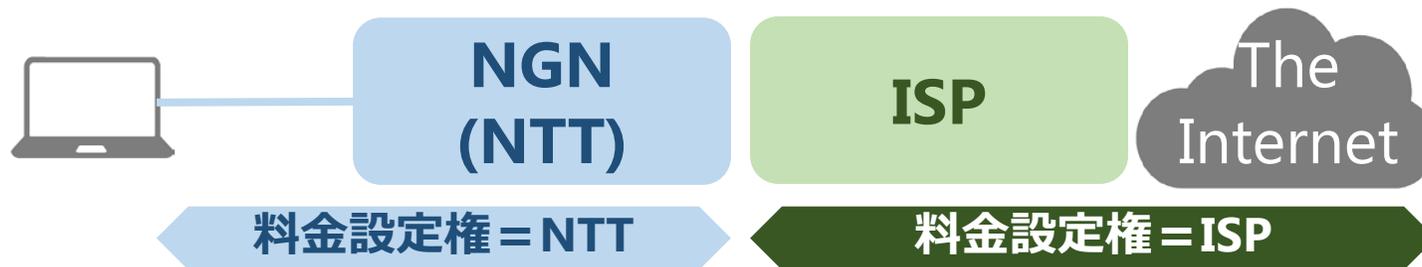


## JAIPA・競争事業者等（当時）

ISP側に料金設定権を設定し、ユーザーの不利益を解消し一括したサービスを提供するようにすべき



## NTT東西殿の主張（当時）



## NTT殿意見\*2（当時）

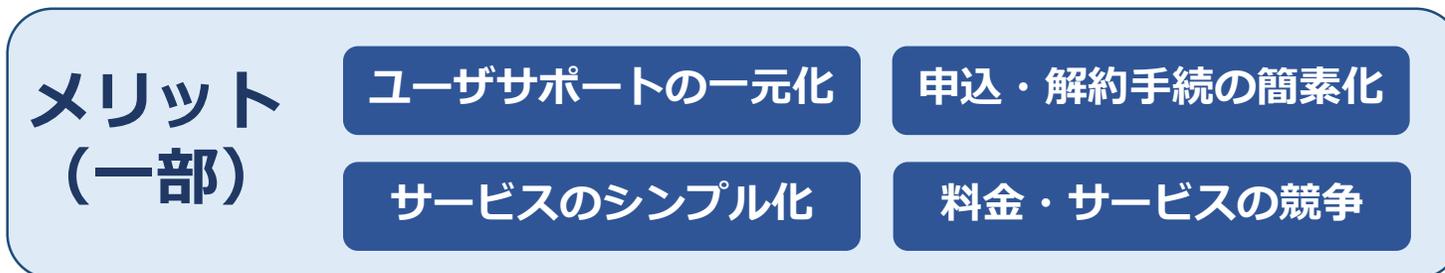
特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっていることから、現時点では困難

\*1 次世代ネットワークに係る 接続ルールの在り方について 答申（2008年 総務省）

\*2 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000089203.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000089203.pdf)

# 7. 卸の接続化-2/2-

- 技術的に接続と同一であるフレッツ卸の提供ではISP側に料金設定がある。現在、接続と卸で料金設定権が異なる状況。
- NGNの接続料化により、卸同様にISPが料金設定権を持つことが必要。
- 「卸では実現可・接続では不可」の状況がないことが非常に重要。



**NTT殿意見\*1 (当初)**

特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっていることから、現時点では困難

**卸サービスの出現 (現在)**

特定の接続事業者向けに接続先を限定することができないが、卸先(ISP)が料金設定権を持つ

**提案 (今後)**

**NGNを接続料化することでさらなる競争やユーザ利便性向上を促進すべき**

\*1 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000089203.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000089203.pdf)

# おわり

